

岐阜県高齢福祉施設エネルギーコスト削減推進事業費補助金 Q & A

【補助事業への応募に関すること】

Q 1 補助事業への申請の受付期間は？

A 1 令和6年4月1日(月)から令和6年9月30日(月)までに提出してください。

ただし、申請期間内に予算額に達した場合は、受付を終了します。受付終了の場合は県ホームページにおいてお示しします。

また、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合があります。

【補助対象者に関すること】

Q 2 本社が岐阜県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

A 2 省エネ設備を更新する事業所・施設（以下「事業所等」という）が県内にあれば補助対象者となります。

Q 3 事業所等が一部住居を兼ねている場合、補助対象事業所等となるのか？

A 3 事業の用に供する設備が補助対象であることに鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象事業所等となることができます。

例：「1階が事業所等、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分を補助対象として申請することができます。

【補助対象事業に関すること】

Q 4 補助対象となる省エネ設備は？

A 4 次に掲げる設備が補助対象となる設備です。

① 空調・換気設備（エアコン、換気装置（熱交換型）、温風暖房機等）

② LED照明設備（人感センサー付きのものを含む）

（既存設備を新たにLED照明設備へ更新する場合に限る。単なる電球等の交換は含まない。）

③ 冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫）

④ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）

⑤ 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）

⑥ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）

⑦ 窓（複層ガラス、真空ガラス、サッシ）

※ただし、詳細については、必ず補助金交付要綱別表2を確認してください。

Q 5 省エネ設備の補助額の算出方法は？

A 5 補助率は下記のとおりです。

補助率 1 / 2

下限額 30万円（補助金額が30万円を下回る場合は、補助対象外）

上限額 200万円（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
介護老人保健施設、介護医療院）
100万円（認知症高齢者グループホーム）

※事業の実施単位については、Q 7 もご覧ください。

Q 6 申請できる単位は？

A 6 補助金の申請は、1法人につき、施設区分ごとにそれぞれ1回に限り申請することができます。

Q 7 補助対象事業を申請する単位は？

A 7 補助対象事業は、対象施設の区分ごとで申請してください。

なお、同一施設区分内で補助事業を実施する事業所等が複数所在する場合は、法人単位で複数事業所分を取りまとめて申請してください。ただし、同一施設区分で複数の事業所等が所在したとしても、上限額が事業所等の数に応じて引き上がるわけではありませんのでご注意ください。

【例示】

特別養護老人ホーム a、b と介護老人保健施設 c を運営している法人 A が、補助事業を a、c で実施する場合は、申請者は法人 A となり、補助額は a と c の合算事業費から求め、上限額・下限額は、この合算事業費から算出した補助額に適用されます。

Q 8 一法人が施設区分の異なる補助事業を申請することができますか？

A 8 可能です。

【例示】

特別養護老人ホーム d、e と認知症高齢者グループホーム f、g を運営する法人 B が、すべての施設で補助事業を申請する場合は、申請者は法人 B となりますが、d と e の特別養護老人ホームと、f と g の認知症高齢者グループホームのそれぞれの施設区分で申請することができます。ただし、それぞれの上限額・下限額は、施設区分ごとのものが適用されます。この場合、補助額の上限は、特別養護老人ホームで 200 万円、認知症高齢者グループホームで 100 万円となり、最大合計 300 万円となります。

Q 9 本補助金を活用して、省エネ設備を複数同時に更新することは可能か？

A 9 可能です。ただし、補助下限額・上限額は変わりません。
また、申請は同一の施設区分単位で1回限りです。

Q 1 0 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 1 0 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施にあたっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。

Q 1 1 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 1 1 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手としています。

Q 1 2 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 1 2 対象設備の設置完了及び施工業者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、事業の完了は令和7年2月28日(金)までになるよう計画してください。

Q 1 3 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A 1 3 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。

Q 1 4 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 1 4 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q 1 5 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 1 5 新築又は増築する事業所等に導入する設備は、補助対象となりません。

Q 1 6 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 1 6 補助対象となりません。

Q 1 7 事業所等を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 7 補助対象となりません。

【事務手続に関すること】

Q 1 8 申請をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 1 8 補助金の交付については、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 1 9 設備の更新に際して、一般競争入札などにより難しい場合はどうすればいいか？

A 1 9 適正な事業費による執行のため、少なくとも、複数の事業者から有効な見積書を徴取してください。

Q 2 0 更新を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は
廃棄できないのか？

A 2 0 事業者は、補助事業により更新した設備を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。